

CONTENTS

| | | | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ・第96回全国安全週間を迎えるにあたって | 8 | ・連載【第2回 そうだ、社労士に聞いてみよう！】「『同一労働同一賃金』パートタイム・有期雇用労働法編」 社会保険労務士事務所カナリアオフィス 代表 特定社会保険労務士 平岡 翠氏 |
| 2 | ・愛知労働局が就業中の熱中症撲滅に向け集中的な取組を実施 ・災害発生状況 | 9 | ・～事業場において産業保健分野で活躍される保健師・看護師等の方々へ～ 自由な情報交流の場、「オンライン談話室」の設置について ・フォークリフト運転外国語コース【中国語講座】のご案内 |
| 3-4 | ・令和4年 愛知の労働災害発生状況 | 10 | ・化学物質管理実務対応セミナーを名古屋市公会堂4階ホールで開催 ・第12回定時会員総会等開催のご案内 |
| 5 | ・令和5年賃金構造基本統計調査の実施について（お願い） ・外国人技能実習制度関係者養成講習 | 11 | ・技能講習等講習会予定表 |
| 6 | ・化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ・騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について | | |
| 7 | ・連載 第6回（全6回） 法、道徳、慣習から制度設計（ルールメイク）における先人の知恵 著者 戸嶋 浩視氏 （愛知労働局 専門監督官/元労働基準監督署長） | | |



令和5年度の全国安全週間は、「**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**」をスローガンに、6月1日～30日を準備期間として、7月1日～7日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で96回目を迎えます。この間、産業安全に係る皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組を通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

2022年度末をもって満了した愛知労働局の第13次労働災害防止推進計画期間においては、「危なさ向きあおう」をキャッチフレーズに、正しいリスクアセスメントの推進に取り組んでまいりました。年間の死亡者数については、2021年は統計開始以来最も少ない26人を記録し、2022年も37人と、2年連続して同期間における目標として設定した40人を下回るようになっていますが、なお多くの尊い命が奪われている状況にあり、引き続き正しいリスクアセスメントの推進に取り組んでいく必要があると考えております。

先般、今年度より2027年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画を策定いたしました。同計画を策定するに当たり、働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生きがいをこれまで以上にもてること、そして、経営トップにおける安全衛生へのコスト意識が払しょくされ、生産性や企業価値の向上が意識できるようにすることが課題であると認識したところです。

このため、第14次計画においては、「自律」と「ポジティブ」をキーワードに据え、①リスクアセスメントの正しい理解を通じて、自らが評価して自らが選択する「自律」、②重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進などへ結びつける「ポジティブ」な安全衛生管理を、促進することにより、企業、社会のウェルビーイングへと繋げていくこととしています。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、「安全経営あいち®」を愛知労働局として商標登録したところであり、賛同事業場制度の運用を進めてまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、自律的でポジティブな安全衛生管理に向けた取組を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

令和5年度 第96回全国安全週間 スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

愛知労働局が就業中の熱中症撲滅に向け集中的な取組を実施

愛知労働局（局長 代田 雅彦 氏）は、令和4年の愛知県内における熱中症による休業4日以上、死傷労働者数が46人（死亡0人、休業46人）となったことを受け、梅雨明けの時期から急激な環境温度の変化に身体が対応しきれず、熱中症が多発する6月にかけて集中的な取組を実施しており、5月23日、清水建設株式会社が施工する名古屋丸の内1丁目計画建設所の工事現場（名古屋市中区丸の内）を代田愛知労働局長によるパトロールが実施されました。



作業者の方を前に挨拶する代田局長

はじめに代田局長より、現場で作業される方々を前に「日々の体調管理を十分に、水分補給や休息を確実に取り、体調がすぐれない場合には早めに申し出てほしい」とのお話をいただきました。



その後、作業所長の案内で毎朝、現場入場時に全作業者が吸水して水分補給を習慣づける「朝の一口運動」を局長が実際に体験し、工事の状況や建設現場内の熱中症予防対策である暑さ指数（WBGT）や気温を示す表示板、ミストシャワーを設置して作業者の暑さを低減し作業環境を改善している様子、また休憩所では作業者の方が「かき氷」を食して身体を冷やす対策などを確認しました。

パトロールを終えた代田局長は、「毎年5月頃から、熱中症が発生し、7月・8月にピークを迎えている。このため熱中症を予防するには、気温が高くなり始める時期の5月頃から対策を講じることが非常に大切であると認識しています。作業者が熱に慣れる前の時期では、急に気温が上がると、発汗機能が十分に機能していないことから、体温が上昇し易く熱中症が発生しやすくなると考えられおり、愛知労働局では、すべての作業場で早めの対策をとっていただくよう広く呼びかけを行っていく」とのお話がありました。

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和5年5月1日現在）

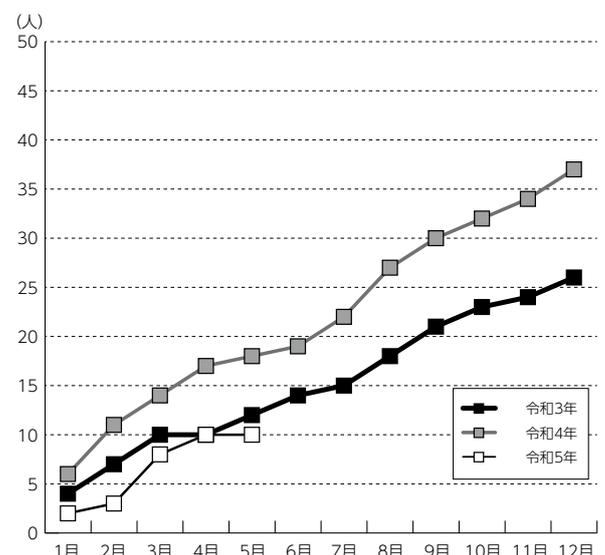
| 発生日時 | 事故の型/起因物 | 災害発生状況・原因 | | |
|------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| R5.3.31. 4:00 | 交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク | 新聞配達のため原付バイクに乗り走行中に、信号のない十字路口交差点で左方から来た四輪車と出会い頭に衝突し、転倒したもの。 | | |
| | 事業場規模 9名以下 | 業種 商業 | 20代 運転者 | 経験 3年 |
| R5.4.27. 5:00 | はさまれ・巻き込まれ トラック | 被災者はトラックを運転して畜産業を営む取引先の事業場に飼料を運搬し、タンクへ飼料を投入する作業を行っていたが、5時40分頃、トラックに轢かれた状態で発見された。 | | |
| | 事業場規模 10～29名 | 業種 道路貨物運送業 | 0代 トラック運転者 | 経験 -年 |

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年5月1日現在の速報値）

令和5年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

| 業種 | 年別 | 令和5年 (速報値) | 令和4年同期 (速報値) | 令和4年暫定値 |
|----------|------------------|---------------|-----------------|---------|
| 製造業 | 製造業 | 3 | 4 | 8 (2) |
| | 食品製造業 | | 1 | 1 |
| | 化学工業 | | | |
| | 鉄鋼・非鉄金属 | 2 | | 1 (1) |
| | 金属製品 | 1 | 2 | 2 |
| | 一般・電気・輸送用 その他 | | 1 | 3 (1) |
| 建設業 | 建設業 | 1 | 6 | 12 |
| | 土木工事業 | | 2 | 4 |
| | 建築工事業 | 1 | 3 | 6 |
| その他 | | 1 | 2 | |
| 陸上貨物運送事業 | 陸上貨物運送事業 | 1 | 1 | 4 |
| | 卸売業 | 2 (1) | | 2 (1) |
| | 小売業 | 2 (1) | | 2 (1) |
| その他 | | | | |
| 清掃・と畜業 | 2 | | | |
| 上記以外の事業 | 1 (1) | 3 (1) | 11 (4) | |
| 合計 | | 10 (2) | 14 (1) | 37 (7) |

月別死亡災害発生状況積算グラフ



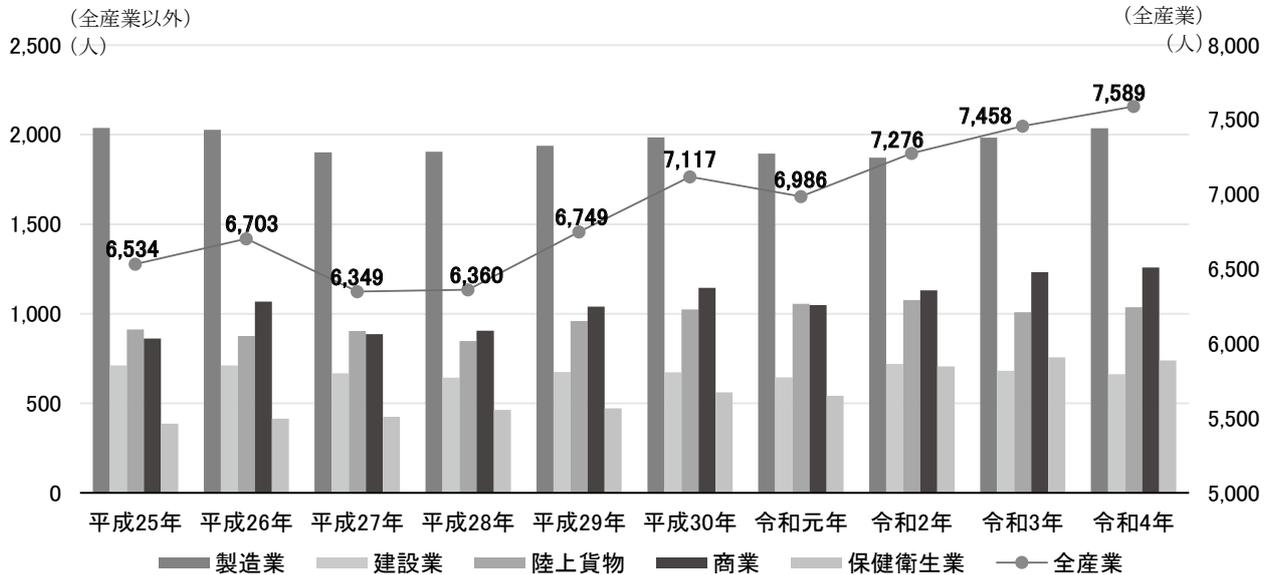
令和4年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和4年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上、以下同じ。）は7,589人で、対前年比131人（1.8%）の増加となり、過去10年間で最大となっている。

※新型コロナウイルス感染症を除く

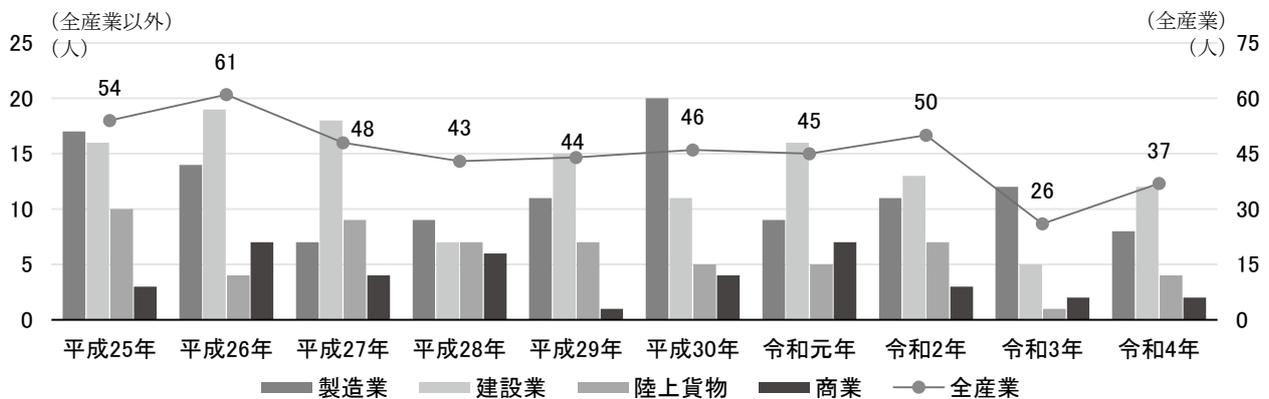


| | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|--------|--------|
| 製造業 | 2,037 | 2,027 | 1,902 | 1,904 | 1,938 | 1,986 | 1,895 | 1,872 | 1,983 | 2,036 |
| 建設業 | 711 | 712 | 668 | 643 | 674 | 673 | 645 | 720 | 681 | 663 |
| 陸上貨物 | 913 | 876 | 904 | 847 | 959 | 1,024 | 1,056 | 1,076 | 1,009 | 1,037 |
| 商業 | 862 | 1,068 | 886 | 906 | 1,040 | 1,145 | 1,048 | 1,131 | 1,232 | 1,259 |
| 保健衛生業 | 387 | 414 | 425 | 463 | 472 | 561 | 542 | 706 | 756 | 739 |
| 全産業 | 6,534 | 6,703 | 6,349 | 6,360 | 6,749 | 7,117 | 6,986 | 7,276 | 7,458 | 7,589 |

単位：人

2 死亡災害の発生状況

令和4年の愛知県内における死亡者数は37人で、対前年比11人の増加となった。



| | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|--------|--------|--------|
| 製造業 | 17 | 14 | 7 | 9 | 11 | 20 | 9 | 11 | 12 | 8 |
| 建設業 | 16 | 19 | 18 | 7 | 15 | 11 | 16 | 13 | 5 | 12 |
| 陸上貨物 | 10 | 4 | 9 | 7 | 7 | 5 | 5 | 7 | 1 | 4 |
| 商業 | 3 | 7 | 4 | 6 | 1 | 4 | 7 | 3 | 2 | 2 |
| 全産業 | 54 | 61 | 48 | 43 | 44 | 46 | 45 | 50 | 26 | 37 |

単位：人

2-1 死亡災害の概況

令和4年は、令和3年より11人の増加となった。

令和4年の死亡災害について、令和3年と業種別で比較すると、製造業が12人から8人へ減少したが、商業は2人と昨年と同数となり、建設業が5人から12人、陸上貨物運送事業が1人から4人へ増加した。

製造業と建設業（災害件数上位2業種）で死亡災害の半数以上を占めている。

2-2 事故の型別の発生状況

令和4年の死亡災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」9人、「交通事故（道路）」7人、「飛来、落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」それぞれ5人であった。

この4つの型で70.3%を占めている。

2-3 年齢別の発生状況

令和4年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20歳代で2人、30歳代で4人、40歳代で5人、50歳代で11人、60歳代以上で15人発生している。

50歳以上の中高年齢労働者で70.3%、60歳以上の高齢労働者で40.5%を占めている。

2-4 経験年数別の発生状況

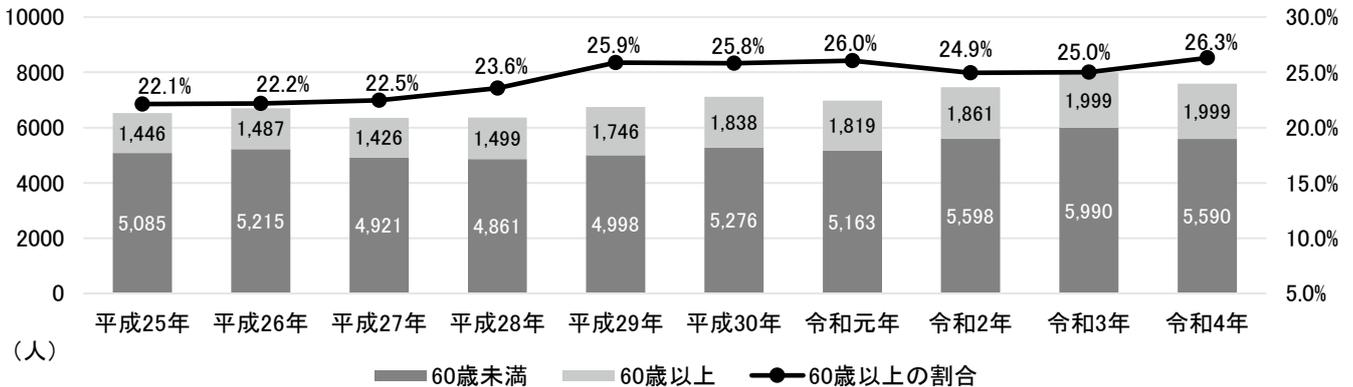
令和4年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が6人、5年以上10年未満が7人、10年以上15年未満が4人、15年以上20年未満が4人、20年以上が14人であった。

経験年数10年以上が59.4%を占め、経験年数の浅い被災者（5年未満）が50.0%を占めた令和3年の統計とは対照的な結果となった。

3 高齢労働者における労働災害発生状況

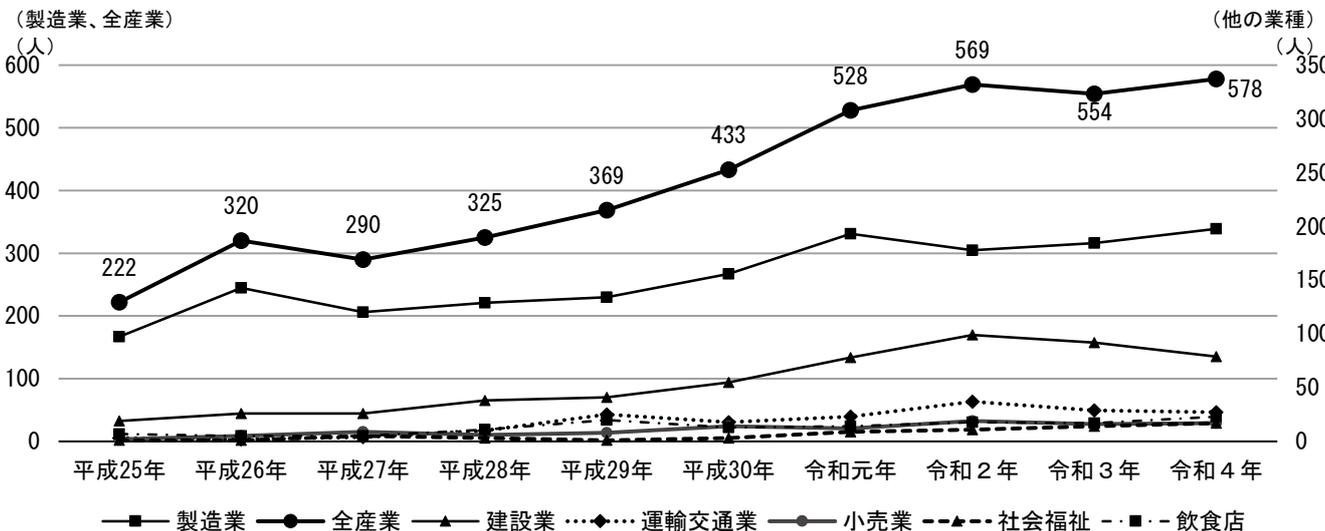
死傷災害に増加傾向がみられる60歳以上の高齢労働者の死傷災害の発生状況を見ると、令和4年は1,999件となっており、全体の26.3%を占めていて、60歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成29年を境に災害発生件数も割合も増加している。

高齢労働者の労働災害発生状況の推移



4 外国人労働者における労働災害発生状況

令和4年の外国人労働者の死傷者数（休業4日以上）は578人となっており、平成25年と比べ、356人（160.4%）増加した。特に製造業での件数が多く、また建設業では増加傾向にある。



令和5年賃金構造基本統計調査の実施について（お願い）

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されております。

調査の対象となられました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経年数別等に明らかにすることを目的としています。

2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を7月初旬までに順次発送します。

5 提出期日及び提出方法

令和2年から政府統計オンライン調査総合窓口からオンラインで回答できるようになりましたので、是非ご活用ください。

なお、7月31日までに愛知労働局（ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省）への郵送による提出も可能です。

（政府統計オンライン調査総合窓口）<https://www.e-survey.go.jp>

お問合せ先

愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者を対象に同講習を開催します。当協会は、（公社）全国労働基準関係団体連合会が愛知県内で開催する同講習に「協力」しています。令和5年度の開催予定は以下のとおりです。

（受講料はテキスト代・消費税込）

| 月 | 日時 | 講習名 | 受講料 | 会場 |
|-----|--------------------|---------|---------|------------|
| 11月 | 17日（金）9時25分～17時10分 | 技能実習責任者 | 13,200円 | ポーラ名古屋ビル9階 |
| | 18日（土）9時25分～16時50分 | 技能実習指導員 | 12,100円 | |
| | 19日（日）9時25分～15時40分 | 生活指導員 | 11,000円 | |

【申込方法】 お申込みはインターネットで以下までお願いします（開催日の約2か月前からお申込みいただけます）。
（公社）全国労働基準関係団体連合会（<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>）

【お問い合わせ先】 （公社）愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438
詳細は当協会ホームページ（<http://www.airouki.or.jp/>）にも掲載しています。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

愛知労働局

化学物質管理についてはリスクアセスメントを主軸とした自主管理の方向へ大きな転換が図られているところですが、それに伴う各種の規則改正等がありましたのでお知らせします。

詳細については、厚生労働省ウェブサイト「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html) または、右のQRコードからご確認ください。



(参考)直近の主な化学物質関係法令改正・関係通達は以下の通りです。

| | | |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年4月24日 厚生労働省令 第70号 | 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 | ○SDSで通知すべき事項について、営業上の秘密に該当する場合の成分含有量の通知方法を追加 ○作業環境測定を行うべき場所から「改善が困難とされた第三管理区分場所」を除外 |
| 令和5年4月24日 基発0424第2号 | 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について | ○厚生労働省令第69号の詳細について |
| 令和5年4月24日 基安化発0424第1号 | 「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)に係る留意事項について」の改正について | ○平成18年10月20日付け基安化発第1020001号労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)に係る留意事項について」から営業上の秘密に関する事項を削除 |
| 令和5年4月27日 厚生労働省告示 第177号 | 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準 | ○安衛則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等67物質を定めるとともに、濃度基準値を設定 |
| 令和5年4月27日 基発0427第1号 | 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について | ○厚生労働省告示第177号の詳細について |
| 令和5年4月27日 基発0427第2号 | 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の制定について | ○「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」(技術上の指針公示第24号)を定めた通知 |
| 令和5年4月27日 基発0427第3号 | 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」について | ○「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)を改正した通知 |

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

愛知労働局

職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところです。

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されましたので、騒音障害防止対策の推進に一層のご理解をいただきますようお願いいたします。

詳細については、厚生労働省ウェブサイト「騒音障害防止のためのガイドライン(令和5年4月改訂)」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei02_00004.html) または右のQRコードからご確認ください。

※～騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました～リーフレットを今月号に同封しましたので、あわせてご確認ください。



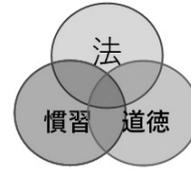
【法と道徳と慣習】

法（令）が社会規範の中核に位置することは言うまでもないが、それ以外に、人の行動規範の中心に「慣習」や「道徳」がある。

入会（いりあい）権、水利権（地域の川や溜池の利用権などは古文書による場合などがある）、地域のコミュニティの取り決めにより過去から受け継がれている権利義務や決まりなどが慣習であるが、地域の法規範として扱われ、ときに地域における慣習が条例（時に法律）になったものもある（生物植物などの保護条例・法令）。

一方、道徳は古代中国の哲学思想に基づく徳目規範である。

人を傷つけてはいけないこと、他人の権利を侵害してはいけないことなど、多くの場合、慣習、道徳と法令は重なりがあるものの、しばしば法令が道徳と一致しないこともある。



中国故事「直躬（ちよくきゆう）、父を証す」（葉公が孔子に語ったエピソード。「わが領民は正直です。躬という正直者は自分の父親が羊を盗んだことを役所に訴えたのです。」と葉公が自慢すると、孔子は行き過ぎた正直であるとし、父をかばう心に正直さがあると断じた。）は法的に合致することでも徳としてはずれているとの譬えである。

【命の重さ】

我が国の刑法（明治40年制定）で、殺人罪の刑罰は3年以上無期懲役又は死刑であるが、尊属殺人罪（子の親殺し）は無期懲役又は死刑と加重に規定されていた（平成7年削除）。一方で卑属殺人（親の子殺し）は、事案の事情によっては一般殺人罪より罪が軽く判決される傾向もあった。刑法の条文はもとより、裁判の判断も儒教的徳目を意識した取り扱いがなされていたのである。

法律が、道徳や社会の慣習などに影響され立法（ルールメイク）され、さらに秩序維持するため運用されてきたことが理解できる。

【人の嫌がること？】

かつての小学校のホームルームのひとコマを思い出す。

教師が

「ヒトが嫌がることを進んでやりましょう！」

と大真面目に児童たち語りかけた時のこと。



トイレ掃除などを気の進まないことを積極的にやってほしいというのがその意図であった。しかし、児童の中には、クラスメートをからかうなど、いやがらせ行為を至ってしまった。教師は激昂し、その児童を叱ったシーンを回想した。

教師の言った「ヒト」とは、**自分も含めた人**を意図していた発言であったとは必ずである。また、「嫌がること」をすることによってヒトの役に立つこと、つまり**徳目**を前提にしたものであったはずであった。

一方、その児童は、「ヒト」は**自分を除く他人**ととらえ、「嫌がること」を額面どおりの**嫌がらせ**ととらえた行動であった。もちろん児童は言葉遊びをしたのであるが…

つまり、「ヒト」の捉え方、「嫌がること」の考え方で**真逆の解釈**となってしまった例である。

制度設計者としては、

「ヒトとは、自分を含めたすべての人のことであること」（定義・特定）

「嫌がることとは、ごみ捨て、トイレ掃除などのこと」（例示、もしくは限定など）

のように追加の説明がやはり必要であったといえる。

複数の解釈ができるような立法では、社会不安を招くことになるのは言うまでもない。企業においても同様であり、ビジネスパートナーとの契約や社内の就業規則など、ルールを設ける場合、解釈に余白ができないよう運用しなければならない。

多くの行政法分野においては、所管する行政庁が解釈のブレが生じないように運用している。

例えば、労働基準法・労働安全法など法律解釈がブレないよう政令・省令・告示・通達で運用している。

かつての律令体制の時代にも、「**律**（りつ）」と「**令**（りょう）」※1の運用を補完するため「**格**（きやく）」、「**式**（しき）」※2があったことは、誤った解釈を避けるため政省令・通達などで法令を運用する現代も通ずるところがあるものだと感心する。

制度設計者は、全方位的注意が必要なのである。

※1 律とは社会規範に基づき刑罰を科するルールで、令は国家などを運営する行政的なルールのことである。

※2 格とは律令の修正・補足のための法令と詔勅のことで、式は律令の施行細則のことである。

次回、機会があれば、視点を変え、産業革命から始まる労働者保護政策の背景について、諸外国の沿革を比較するとともに我が国への影響を論じたい。

労基法関係や同一労働同一賃金、長時間労働対策等、企業のお悩みや労務相談にお答えします。

第2回 「同一労働同一賃金」 パートタイム・有期雇用労働法編

今回は、同一労働同一賃金の中のパートタイム・有期雇用労働法についてみていきます。

正社員同士の待遇差は問題にならないの？

パートタイム・有期雇用労働法の対象労働者は、以下の通りです。

| | |
|---------|---------------------------------------------------|
| 短時間労働者 | 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者 |
| 有期雇用労働者 | 事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者 |
| 通常の労働者 | いわゆる正規型の労働者（正社員）と無期雇用フルタイム労働者 |

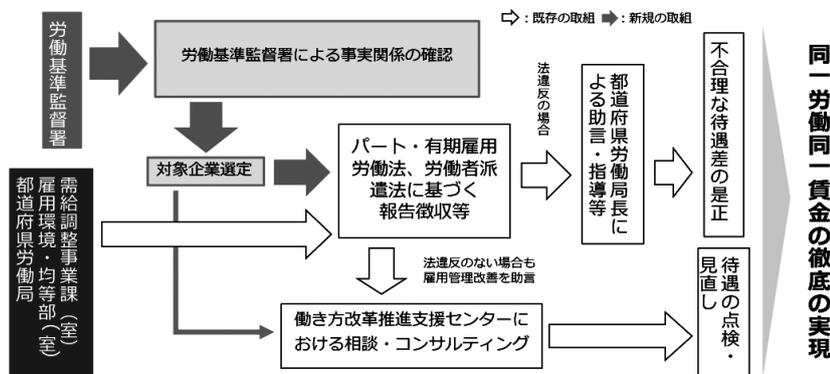
そのため、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の名称にかかわらず、上記のうち短時間労働者、有期雇用労働者に当てはまっていれば同法の対象となりますが、通常の労働者同士については同法の同一労働同一賃金においては対象外となります。ただし、正社員同士での不合理な待遇差が実務上問題になるケースは当然ありますので、人事制度等の見直しを行う必要があるといえます。

短時間労働者から説明を求められたらどうすればいいの？

事業主は、短時間労働者や有期雇用労働者から正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合、説明をしなければなりません。理由が、「パートだから」「契約社員だから」というだけでは説明としては認められず、待遇ごとの性質、目的に照らして、職務の内容や異動等の配置の変更の範囲等の違いから、具体的に理由を説明する必要があります。もし説明ができない、と感じる場合は、正社員と短時間労働者や有期雇用者との間の待遇差を確認し、その差が何故生じているのかを整理していきましょう。

今年注意すべきことは？

厚生労働省は同一労働同一賃金の遵守徹底を掲げ、労働基準監督署と労働局の連携を図っています。行政機関からの聴取にも速やかに回答ができるよう、今のうちに待遇差の整理を行っていきましょう。



令和5年3月15日厚生労働省報道発表資料より

同一労働同一賃金の徹底の実現

社会保険労務士事務所カナリアオフィス 代表 特定社会保険労務士 平岡 翠
 中小企業（商社）、大企業（運送業）の人事労務、労務管理経験後に独立。
 企業経験を活かしたハラスメント等研修講師や労務管理サポート等を行っている。

【所在地】名古屋市中区泉1-19-11 R-Court 泉1103

【連絡先】E-mail;midori@canariaoffice.com Tel:052-766-7012



事業場において産業保健分野で活躍される保健師・看護師等の方々へ 自由な情報交流の場、「オンライン談話室」の設置について

当協会では、2023年6月より、産業保健分野で活躍される保健師・看護師等の方々の自由な情報交流の場として、オンライン（Zoom）による「談話室」を設けることとしました。

これは岡崎労働基準協会専務理事であった加藤善士氏が、2021年4月より毎月1回、同協会で開催していた事業を、当協会で開催継続するものです。そのためファシリテータ役は引き続き加藤善士氏が、当協会アドバイザーとして実施します。

この「談話室」は、産業保健分野で活躍される保健師・看護師等の方々の自由な情報交流の場として開催しているもので、「ここでの話は互いに秘密を守る」ということだけを約束ごととして、他の事業場の活動状況等を専門職の方々で自由に情報交換していただくことを目的としています。

会費等はなく、出欠席の確認もしません。毎月開催しますので、その際、何か他社の状況等を尋ねたいことがあれば、自由に発言いただき、交流していただきたいと思います。この場で直ちに疑問等が氷解することや解決するというものではありませんが、他社の状況・実情を交流し、互いに気づきや少しでも参考になることがあれば、という想いです。

開催は、毎月月末頃（概ね月曜日）、午後2時から（1時間以内の終了）で、Zoom使用による原則、顔出し・声出しの環境での参加といたします。

過去は、禁煙指導・保健指導等の現状・問題点・対応例、健康経営への産業保健分野等職員の関わり方の現状などについて話題としました。月末午後の気軽な雑談の場と考えていただければと思います。

産業保健分野で活躍される方々で、このオンライン「談話室」に興味のある方、或いは、事業場の保健師・看護師の方々に参加してもらいたいなどと思われる事業場の方は、以下メールアドレス宛に「所属・氏名等」を記載したメールをご連絡ください。オンライン「談話室」の開催日時のご案内・Zoomアドレス等をお送りさせていただきます。

メールアドレス：kato@airouki.or.jp

なお、当協会での1回目（6月度）の開催は6月26日（月）午後2時を予定しています。まずはお気軽にご参加ください。

ファシリテータ（当協会アドバイザー）プロフィール

加藤 善士（かとう よしじ） 社会保険労務士、労働安全・衛生コンサルタント、博士（医学）
藤田医科大学医学部公衆衛生学講座 研究員
平成30年3月名古屋南労働基準監督署長にて定年退職。中央労働災害防止協会を経て、令和2年6月より岡崎労働基準協会専務理事、令和5年5月同協会専務理事退任後、当協会アドバイザーに就任。
労働基準行政在職中、社会人大学院にて公衆衛生学分野を学び学位取得。



フォークリフト運転外国語コース【中国語講座】のご案内

当協会では、新たにフォークリフト運転技能講習の「中国語講座」を6月より新規開設します。

中国語通訳者による講義内容の説明に加え、使用するテキストおよび学科試験も中国語によるものとなっています。

従来の日本人講師による日本語講座とは違い、中国語による講義のため、資格取得に必要な学習内容を深く理解していただけます。詳しくは、当協会 教育事業部（052-221-1436）までお問い合わせください。

| | 開催内容 | | | |
|------------------------------------------|----------------------------------------|------------|-----------------------------------------|------------|
| | 学 科 | | 実 技 | |
| 日 に ち | 1日目 | 6月24日(土) | 1日目 | 6月29日(木) |
| | 2日目 | 6月25日(日) | 2日目 | 6月30日(金) |
| | | | 3日目 | 7月3日(月) |
| 講 習 時 間 (法定講習35時間) | 2日間 | 9:00～18:15 | 1日目 | 8:15～17:45 |
| | | | 2・3日目 | 8:15～17:35 |
| 会 場 | 愛知労働基準協会 研修室 (名古屋市中区栄2-9-26) | | トヨタL&F 中部(株)白金オフィス (名古屋市昭和区白金3-7-12) | |
| 定 員 | 10名 | | | |
| 受 講 料 <small>※テキスト代・消費税を含みます。</small> | 合計 69,000円 (受講料65,000円・テキスト代4,000円) | | | |

化学物質管理実務対応セミナーを名古屋市公会堂 4 階ホールで開催

当協会 安全管理者交流会、愛知衛生管理者交流会及び愛知THP推進協議会は、同会の事業活動の一環として、広く会員・非会員に参加勧奨し、4月21日(金)、名古屋市公会堂4階ホールにおいて、WEB同時配信により、標題の無料セミナーを開催しました。

冒頭、愛知労働局労働基準部安全課長 濱田 勉 氏により、愛知労働局の「第14次労働災害防止推進計画」、 「安全経営あいち®」の推進について、また、同局健康課長 山本 祥喜 氏により、「令和4年愛知の労働災害発生状況」について説明が行われました。



愛知労働局安全課長 濱田 勉 氏



同健康課長 山本 祥喜 氏

続いて、講師 土屋 眞知子 氏（労働安全衛生コンサルタント 土屋 眞知子コンサルタントオフィス 代表）より、「自律的な化学物質管理の進め方」と題して、講演が行われました。



講師 土屋 眞知子 氏

①SDSの見方等の基礎知識付与の必要性、②特別則等の既存規制と新規制への取り組み方、③濃度基準値の遵守方法とその確認方法、④労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度を最小限度にするリスク低減措置、⑤作業環境測定が第3管理区分に区分された場合の対応、⑥化学物質管理者と保護具着用管理責任者の具体的な業務について、多数の資料に基づいて解説がありました。

昨年の政省令改正から1年が経過したところ、実施しておかなければならない作業として、全社的にリスクアセスメント対象物の有無の再確認（特に来年4月に濃度基準値が適用される67物質に留意）、最新版SDSの入手・教育、RA教育、化学物質管理者等の養成や法定の記録様式の調整等について説明がありました。

第12回定時会員総会等開催のご案内

～総会終了後の会員懇談会では気象予報士 天達武史 氏による講演を開催します～

当協会は第12回定時会員総会を以下のとおり、WEBによるリモート配信を併用し開催します。

- | | |
|----------------|-------------------------------------------------------------|
| (1) 日時 | 6月12日(月) 15時00分～15時30分 |
| (2) 場所 | 名鉄グランドホテル11階 柏の間(名古屋市中村区名駅1-2-4) |
| (3) 議案 (予定) | ①2022年度事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等 ②役員選任 ③常勤役員の報酬 |
| (4) 報告 (予定) | ①2023年度事業計画および収支予算 ②第82回(令和5年度)全国産業安全衛生大会(愛知開催)に向けての活動状況 |

～ 総会終了後、会員懇談会を開催します ～

<スケジュール(予定)>

- | | | | |
|----------------|--------------|--------|---------|
| ・16時00分～16時10分 | 来賓ご挨拶 | 愛知労働局長 | 代田 雅彦 氏 |
| ・16時15分～17時15分 | 講演 | 気象予報士 | 天達 武史 氏 |
| ・17時30分～18時30分 | 会員意見交換会(懇親会) | | |



天達 武史 さん

「あまたつ～」でおなじみの気象予報士 天達 武史さんに

「天気予報は健康予報 ～天気予報の上手な使い方、教えます～」

をテーマに講演をいただきます。

天達さんは、現在、フジテレビ系列「めざまし8」のお天気コーナーに気象防災キャスターとして出演されておられますが、これまでも多くのTV番組への出演や各地での講演などで、天気予報を通じた環境問題・防災・安全・健康など幅広くお話をいただいております。

技能講習等講習会予定表

※NSB東海への入構について、4月1日以降、新型コロナウイルスワクチン接種証明の提示は不要になりました。

| | 学科 | 実技 | | | | | | | |
|-----------------------|----|----|------------|----------|------------|-----------|-----------|----------|---------|
| | | 日 | 会場 | | | | | | |
| フォークリフト運転 (31Hコース) | 6月 | 6 | ポーラ名古屋ビル | 7.8.9 | トヨタL&F白金 | 12.13.14 | トヨタL&F白金 | 11.18.25 | L&F小牧 |
| | | 9 | トヨタ教育センター | 10.11.12 | トヨタ教育センター | 17.18.19 | トヨタ教育センター | | |
| | | 16 | 豊川市文化会館 | 25.7/1.2 | トピー工業 | | | | |
| | | 19 | ポーラ名古屋ビル | 20.21.22 | NSB東海 | 23.26.27 | NSB東海 | | |
| | 7月 | 20 | ポーラ名古屋ビル | 21.22.23 | トヨタL&F白金 | 26.27.28 | トヨタL&F白金 | 25.7/2.9 | 水谷運輸 |
| | | 3 | ポーラ名古屋ビル | 4.5.6 | NSB東海 | 7.10.11 | NSB東海 | | |
| | | 7 | トヨタ教育センター | 8.9.10 | トヨタ教育センター | 15.16.17 | トヨタ教育センター | | |
| | | 11 | とよはし産業センター | 12.13.14 | とよはし産業センター | | | | |
| | 8月 | 11 | ポーラ名古屋ビル | 12.13.14 | NSB東海 | 18.19.20 | NSB東海 | 16.23.30 | L&F北名古屋 |
| | | 31 | NSB東海 | 8/2.3.4 | NSB東海 | 8/6.13.20 | 水谷運輸 | | |
| | | 21 | NSB東海 | 22.23.24 | NSB東海 | 25.28.29 | NSB東海 | | |

| 講習会 | 会場 | 6月 | 7月 | 8月 |
|--------------------------------------------|------------------|-------------|-----------|-------------|
| ガス溶接 【学科1日実技1日】 | (学) ポーラ名古屋ビル | 25 | | |
| | (実) トヨタ教育センター | 7/1 | | |
| | (学) トヨタ教育センター | 29 | | |
| | (実) トヨタ教育センター | 30 | | |
| | (学) 豊和工業 | | | 9 |
| | (実) トヨタ教育センター | | | 12 |
| 酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】 | (学) 1.2 | (学) 5.6 | (学) 3.4 | |
| | (実) 3 | (実) 7 | (実) 5 | |
| | (学) 7.8 | (学) 12.13 | (学) 21.22 | |
| | (実) 9 | (実) 14 | (実) 23 | |
| | (学) 14.15 | (学) 19.20 | (学) 24.25 | |
| | (実) 16 | (実) 21 | (実) 26 | |
| | (学) 21.22 | (学) 26.27 | (学) 30.31 | |
| | (実) 23 | (実) 28 | (実) 9/1 | |
| | (学) 28.29 | | | |
| | (実) 30 | | | |
| | 江南市民文化会館 | (学) 5.6 | | |
| | | (実) 10or12 | | |
| トヨタ教育センター | (学) 19.20 | | | |
| | (実) 24or25 | | | |
| (学) 豊和工業 | (学) 5.6 | (学) 10.11 | (学) 1.2 | |
| (実) ポーラ名古屋ビル | (実) 10 | (実) 15 | (実) 6 | |
| 有機溶剤 作業主任者 【学科2日】 | ポーラ名古屋ビル | 1.2 | 12.13 | 3.4 |
| | | 7.8 | 26.27 | 30.31 |
| | | 26.27 | 22.23 | |
| | アイプラザ半田 | | 13.14 | |
| | トヨタ教育センター | 26.27 | 3.4 | |
| | 豊川市文化会館 | 28.29 | | |
| 特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】 | ポーラ名古屋ビル | 8.9 | 5.6 | 7.8 |
| | | 14.15 | 11.12 | 24.25 |
| | | 27.28 | 22.23 | 30.31 |
| | 江南市民文化会館 | 29.30 | | |
| | アイプラザ半田 | | | 7.8 |
| | トヨタ教育センター | 5.6 | | |
| プレス機械作業 主任者【学科2日】 | トヨタ教育センター | 21.22 | 3.4 | 28.29 |
| | トヨタ教育センター | 15.16 | | |
| | 豊川市文化会館 | | 19.20 | |
| | 刈谷商工会議所 | | | 1.2 |
| 高所作業車 【学科1日実技1日】 | (学) 豊和工業 | 16 | | |
| | (実) ポリテクセンター名古屋港 | 19or20or21 | | |
| はい作業主任者 【学科2日】 | ポーラ名古屋ビル | | 5.6 | |
| | とよはし産業人材開発センター | 13.14 | | |
| 石綿作業主任者 【学科2日】 | ポーラ名古屋ビル | 6.7 | 3.4 | 4.5 |
| | | 12.13 | 8.9 | 21.22 |
| | | 29.30 | 28.29 | 26.27 |
| | | | 31.8/1 | |
| 鉛作業主任者【学科2日】 | ポーラ名古屋ビル | | | 1.2 |
| | (学) 豊和工業 | 19 | | 21 |
| フォークリフト等運転 【学科1日実技3.5日】 | (学) 豊和工業 | | | |
| | (実) ポリテクセンター | 20.21.22.23 | | 22.23.24.25 |

| 講習会 | 会場 | 6月 | 7月 | 8月 | |
|-------------------------------|----------------------------|----------|---------------|--------------|-------|
| アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】 | (学) ポーラ名古屋ビル | | | 17.18 | |
| | (実) 大同特殊鋼 | | | 19 | |
| 自由研削といし取替・試運転 【学科・実技1日】 | (学) 昭和電機 | | 10.11 | | |
| | (実) 昭和電機 | | 12or13 | | |
| 機械研削といし取替 試運転 【学科1日実技0.5日】 | ポーラ名古屋ビル | 5 | 31 | 10 | |
| | トヨタ教育センター | | 26 | | |
| 産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】 | (学) ポーラ名古屋ビル | | | 21.22 | |
| | (実) 三菱電機 | | | 23or24or25 | |
| | (学) トヨタ教育センター | | | 24.25 | |
| | (実) トヨタ教育センター | | | 28or29or30 | |
| 電気自動車整備業務 【学科・実技1日】 | (学) エイジェック | | 10.11 | | |
| | (実) エイジェック | | 12or13or14 | | |
| 名鉄自動車学校 | | | 22 | | |
| 石綿作業従事者【学科1日】 | ポーラ名古屋ビル | | 18 | | |
| 粉じん【学科1日】 | ポーラ名古屋ビル | | 25 | | |
| 低圧電機 【学科1日実技1日】 | ポーラ名古屋ビル | (学) 19 | (学) 13 (学) 26 | (学) 2 (学) 23 | |
| | | (実) 20 | (実) 14 (実) 27 | (実) 3 (実) 24 | |
| | | | | | |
| フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】 | ポーラ名古屋ビル | 2 | 7 | 9 | |
| | | 23 | 10 | 10 | |
| | | 26 | | | |
| 安全衛生推進者【学科2日】 | 日本特殊陶業市民会館 | | 24.25 | | |
| | 安全管理者選任時【学科2日】 | ポーラ名古屋ビル | | 28.29 | |
| | 局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】 | ポーラ名古屋ビル | | (学) 18.19 | |
| | | | | (実) 20or21 | |
| | マスコフィットテスト【学科1日】 | 名古屋市民会堂 | 30 | 31 | 3 |
| | 国際会議場 | | | 9.10 | |
| | 石綿調査者【学科2日】 | ポーラ名古屋ビル | 21.22 | 24.25 | 28.29 |
| | 化学物質管理者【学科2日】 | ポーラ名古屋ビル | 28.29 | 24.25 | |
| | 化学物質管理者【学科1日】 | ポーラ名古屋ビル | | 20 | |
| | 国際会議場 | | | 29 | |
| 化学物質管理者(免除コース) 【学科2日】 | 国際会議場 | | | 30.31 | |
| 勉強会 | 衛生管理者(一種)【学科4日】 | ポーラ名古屋ビル | 12.13.19.20 | 1.2.7.8 | |
| | エックス線作業主任者【学科4日】 | ポーラ名古屋ビル | 12.13.14.15 | | |
| | 作業環境測定士【学科2日】 | 市民会館 | 22.23 | | |

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

| 研修などの名称 | 6月 | 7月 | 8月 |
|-----------------------|---------------|---------------|--------------|
| 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー | 21 中区役所ホール | 19 豊田商工会議所 | 2 豊田商工会議所 |
| リスクアセスメントセミナー | 14 豊田商工会議所 | 10 名古屋市民会堂 | |
| 50歳からの脳のトリセツ ～老いない習慣～ | 6 名古屋市民会堂 | | |
| 女性活躍推進セミナー(第1回) | | 24 | 9 |

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

| | | |
|--------------------------|----|-------------------------------|
| フォークリフト運転外国語コース 中国語講座 | 学科 | 6/24・25 ポーラ名古屋ビル |
| | 実技 | 6/29. 30. 7/3 トヨタL&F白金オフィス |